令和９年度守山市育英奨学生の募集要項

守山市では、高等学校や大学等に進学または在学する学生および外国の高等学校に留学する学生で、経済的に困窮している学生に奨学金を貸与し、支援しています。

ついては、令和９年度守山市育英奨学金の貸与等を希望する場合は、募集要項を確認の上、受付期間内に守山市教育委員会事務局学校教育課まで必要書類を添えて、申請してください。

１　奨学金の種類について

(1) 奨学金

ア　返還免除型奨学金

・大学等に進学または在学する学生（国の給付型奨学金受給者または採用候補者）が対象です。
※国の給付型奨学金受給者とは、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）に定める学資支給および授業料等減免の受給が決定している者
・卒業後、貸与期間に相当する期間、守山市内に居住する等の要件を満たす場合、奨学金の返還を免除します。
なお、要件を満たさなくなった場合は、返還が必要です。
・学業、スポーツまたは文化芸術等の成績などを総合的に審査します。
・募集人数　10名程度

イ　貸与型奨学金

・高校・大学等に進学または在学する学生が対象です。
・世帯の所得状況をもとに審査します。
・無利子ですが、卒業後の返還が必要です。（詳細は「７　返還について」参照）

(2) 入学（留学）支度金

・新入学生が対象です。
・世帯の所得状況をもとに審査します。
・無利子ですが、卒業後の返還が必要です。（詳細は「７　返還について」参照）

２　対象者について

学校教育法第１条または第124条に規定する学校（次頁「３　対象学校および貸与等金額について」参照）に入学の見込みが確実な学生、在学生および外国の高等学校に留学*1を許可される見込みの学生で、学費の支払いが困難であると認められ（所得基準あり）、次のいずれかに該当する学生が対象です。

(1) 保護者が市内に居住している者。ただし、返還免除型奨学金の申請者については、保護者が市内に３年以上居住している者
(2) 児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設または自立援助ホームに入所されている者（市内に住所を有する者に限る。）
(3) 里親またはファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）に養育を委託されている者（市内に住所を有する者に限る。）

＊１　学校教育法施行規則第93条第１項（同規則第113条第３項および第135条第５項において準用する場合を含む）に基づく留学

3　対象学校および貸与等金額について

対象学校、奨学金の種類および金額については、次の表のとおりです。
なお、返還免除型奨学金と貸与型奨学金の併用はできません。

奨学金および入学（留学）支度金

対象学校	貸与等金額		
	返還免除型奨学金	貸与型奨学金	入学(留学)支度金
高等学校 中等教育学校（後期課程） 特別支援学校（高等部） 高等専門学校(１～３年次) 専修学校（高等課程）	―	月額 10, 000 円	新入学生のみ 70, 000円
大学（短期大学および大学院を含む。） 高等専門学校（４～５年次、専攻科） 専修学校（専門課程）	月額 30, 000円	月額 30, 000 円	新入学生のみ 250, 000円
外国の高等学校に留学*1	―	―	300, 000 円

4　申請について

(1) 受付期間等

ア　一斉受付（返還免除型奨学金、貸与型奨学金、入学(留学)支度金）

令和８年11月10日（火）から令和８年12月10日（木）まで

※土・日曜日、祝日は除く。午前９時00分から午後４時45分までの執務時間中

イ　随時受付（貸与型奨学金のみ）

一斉受付期間終了後は、下の表のとおり、随時受付を行います。なお。随時受付の場合は、決定月分からの貸与となります。

受付期間	決定月
令和９年３月１日（月）から３月31日（水）まで	５月
令和９年４月１日（木）から４月30日（金）まで	６月
令和９年５月６日（木）から５月31日（月）まで	７月
令和９年６月１日（火）から６月30日（水）まで	８月

※土・日曜日、祝日は除く。午前９時00分から午後４時45分までの執務時間中

(2) 申請方法

守山市教育委員会事務局　学校教育課(守山市役所　２階)へ**直接、ご持参ください。**

(3) 提出書類（様式１～３は学校教育課で配布。または市ホームページより入手可能。）

ア　奨学生願書（様式第１号）
※市税の納付状況の確認ならびに課税台帳および住民基本台帳の閲覧への同意が必要です。
※本人や保護者に市税等の滞納があるときは、事前にご相談ください。

イ　学校長推薦調書（様式第２号）

ウ　施設長等推薦書（様式第３号）　**※下記の①または②の方のみ**

エ　住民票記載事項証明書（申請者または連帯保証人が市外にいる場合）*2
※守山市に居住している方の書類は不要です。

オ　直近の所得証明書（申請者、保護者および連帯保証人）
※令和８年１月１日現在、守山市に居住している者は提出不要。そうでない方は前住所地にて取得してください。
※随時受付の場合、令和８年分源泉徴収票（写）、令和８年分確定申告書（写）等をあわせて提出してください。
※申請者が属する世帯の内、所得のある者全員*2
カ　完納証明書（申請者、保護者および連帯保証人）
※令和８年１月１日現在、守山市に居住している者は提出不要。そうでない方は前住所地にて取得してください。

※返還免除型奨学金を受けようとする場合
(3)の書類にくわえて、次の書類を提出してください。
ア　高等教育の修学支援新制度の受給予定または受給していることがわかるもの
（在学生：スカラネットパーソナルの詳細画面、進学生：採用候補者決定の通知）
イ　学業、スポーツまたは文化芸術等の成績がわかるもの（成績書や表彰状など。）

＊２　①「児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設または自立援助ホームに入所されている者」や、②「里親またはファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）に養育を委託されている者」については、保護者および連帯保証人がいない場合でも申請できます。詳しくはご相談ください。

５　選考について

選考委員会にて、申請書類内容を審査、貸与を決定し、選考結果を２月以降に通知します。

【返還免除型奨学金の選考基準】
１　高等教育の修学支援新制度（大学等における修学の支援に関する法律（令和２年法律第８号）に定める学資支給および授業料等減免）が決定していること。
２　特に学業、スポーツまたは文化芸術などの成績が優秀であること。
３　大学等を卒業後、守山市内に居住する意思のあること。
４　市税等の滞納がないこと。

【貸与型奨学金、入学（留学）支度金の選考基準】
１　生活保護を受けている世帯
２　市民税の非課税世帯
３　前年の世帯の総所得が所得基準以下の世帯であって学資の支弁が困難である者
４　市税等の滞納がないこと。

６　貸与期日について

奨学金は、各期の最初の月に各期分を貸与します。入学支度金は新入学生のみとし、初回の貸与期日とあわせて貸与します。（各期に在学証明書の提出または学生証原本の提示により在籍されていることを確認後、貸与します。）

(1) 返還免除型奨学金	前期分	（４月１日から　９月30日まで）	４月30日予定
	後期分	（10月１日から　３月31日まで）	10月29日予定
(2) 貸与型奨学金	１学期分	（４月１日から　７月31日まで）	４月30日予定
	２学期分	（８月１日から　12月31日まで）	８月31日予定
	３学期分	（１月１日から　３月31日まで）	１月28日予定

※随時申請の場合は、決定月分からの貸与となります。

(3) 留学支度金

留学支度金は、留学許可証（在籍学校長発行）の提出後に貸与します。

7　返還について

(1) 貸与型奨学金の貸与利率は、無利子ですが、正当な理由なく、返還を遅延したときは延滞利息（当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じて返還すべき額を年10.75パーセントの割合で計算した利息）を付します。

(2) 貸与型奨学金の貸与期間は、当該学校における正規の修業期間としますが、奨学生が退学、貸与辞退、その他貸与要件を欠くに至った場合には、貸与の決定を取り消します。
また、休学や停学処分を受けた場合は、その期間の奨学金の貸与を停止します。

(3) 奨学金および入学(留学)支度金の貸与を受けた学生は、その貸与金額を、卒業または退学後１年（留学の場合については、帰国後国内の学校を卒業または退学後１年）を経過した日から正規の修学期間に相当する期間内において、一括償還または月賦・年賦均等償還により返還ください。

8　保護者および連帯保証人について

(1) 保護者は、申請者と連帯して弁済の責を負います。

(2) 連帯保証人は、独立の生計を営む者であって、いつでも申請者と連絡が取れる者とし、申請者の返還が滞った場合は、連帯して弁済の責を負います。

9　その他について

所得基準額は、家族の構成や年齢によって異なります。

【参考】所属基準額（例）　＜４人家族〔父、母、大学生２人〕で給与収入の場合＞
奨学金・入学(留学)支度金　世帯の合計収入が約650万円以下

10　問い合わせ先および申請先について

守山市吉身二丁目５番22号（守山市役所　２階）　守山市教育委員会事務局　学校教育課
TEL電話：077-582-1141（課直通）FAX：077-582-9441 E-mail：gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp
※ご不明な点についても、お問い合わせください。